

技 第 4 7 号
令和2年 4月27日

島根県建設産業団体連合会長 様

土木部技術管理課長
土木部港湾空港課長
農林水産部漁港漁場整備課長
(公印省略)

島根県週休2日工事の試行要領の改定について (送付)

このことについて、別添のとおり関係機関へ通知しましたので、お知らせします。

問い合わせ先		
土木部技術管理課		
土木設計基準グループ	森山/岡田	電話: 0852-22-5924/5390
農林設計基準グループ	安部/村井	電話: 0852-22-5942/5653
土木部港湾空港課		
港湾整備グループ	藤原/周藤	電話: 0852-22-6488/5202
空港整備グループ	寺本/須谷	電話: 0852-22-6370/6318
農林水産部漁港漁場整備課		
整備グループ	平野/三島	電話: 0852-22-5319



技 第 4 7 号
令和2年 4月27日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長
土木部港湾空港課長
農林水産部漁港漁場整備課長

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和2年3月19日付け技第481号「島根県週休2日工事の試行要領の改定について」により行っているところですが、当該通知を以下のとおり改定するので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

1. 改定内容

島根県週休2日工事試行要領（土木部編）、（農林水産部編）および（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）の改定
詳細は別添新旧対照表のとおり

2. 適用

令和2年5月1日以降に起案を行う発注工事

3. その他

改定後の「島根県週休2日工事試行要領」は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

・土木部-技術管理課-01-03-361【設計積算基準関連通知】「島根県週休2日工事試行要領」

問い合わせ先		
土木部技術管理課		
土木設計基準グループ	森山/岡田	電話：300-2-5924/5390
農林設計基準グループ	安部/村井	電話：300-2-5942/5653
土木部港湾空港課		
港湾整備グループ	藤原/周藤	電話：300-2-6488/5202
空港整備グループ	寺本/須谷	電話：300-2-6370/6318
農林水産部漁港漁場整備課		
整備グループ	平野/三島	電話：300-2-5319

新旧対照表

島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

1/5

旧	新
<p data-bbox="174 336 365 357">第8条 工事費の積算</p> <p data-bbox="969 371 1115 389">令和2年4月1日 試行</p> <div data-bbox="250 400 1021 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="250 408 365 426">(工事費の積算)</p><p data-bbox="250 437 1021 552">第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。ただし、<u>労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工）」は対象としない。</u> 削除</p></div>	<p data-bbox="1115 336 1305 357">第8条 工事費の積算</p> <p data-bbox="1910 371 2060 389">令和2年5月1日 試行</p> <div data-bbox="1180 400 1951 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1180 408 1294 426">(工事費の積算)</p><p data-bbox="1180 437 1951 491">第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p></div>

新旧対照表

旧	新
<p>第8条 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(工事費の積算)</p> <p>第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。<u>ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製土工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。削除</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.05</p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.01、現場管理費率：1.02</p> </div>	<p>第8条 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(工事費の積算)</p> <p>第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：<u>1.06</u></p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：<u>1.02</u>、現場管理費率：<u>1.03</u></p> </div>

新旧対照表

旧	新
<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 試行</p> <div data-bbox="237 400 1010 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>5 工事費の積算</p><p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。<u>ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。削除</u></p></div>	<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日 試行</p> <div data-bbox="1189 400 1962 496" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>5 工事費の積算</p><p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p></div>

新旧対照表

旧	新
<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5 工事費の積算</p> <p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。<u>ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。削除</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.05</p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.01、現場管理費率：1.02</p> </div>	<p>5 工事費の積算</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5 工事費の積算</p> <p>精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(2) 補正係数</p> <p>① 4週8休以上 労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：<u>1.06</u></p> <p>② 4週7休以上 4週8休未満 労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04</p> <p>③ 4週6休以上 4週7休未満 労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：<u>1.02</u>、現場管理費率：<u>1.03</u></p> </div>

新旧対照表

島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）資料

5/5

旧

新

資料2

資料2

令和2年4月1日 試行

令和2年5月1日 試行

「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

資料2

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 $\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価 (施工規模等補正後)} \times \text{補正係数}$
- 補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防敵材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防敵材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ベトロラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
27 汚濁防止枠設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない

「休日確保型」試行工事市場単価工種の労務費補正

資料2

“港湾工事市場単価を適用する工事の労務費補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 $\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価 (施工規模等補正後)} \times \text{補正係数}$
- 港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価補正係数	工種	市場単価補正係数
1 底面工	1.04	16 防敵材撤去	1.05
2 マット工(アスファルトマット設置)	1.01	17 車止撤去	1.05
3 支保工	1.05	18 電気防食取付	補正しない
4 足場工	1.03	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
5 鉄筋工	1.05	20 防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
6 吊鉄筋工	1.05	21 吸出し防止工(陸上施工)	補正しない
7 型枠工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船注・車止・縁金物)	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	23 ベトロラム被覆	補正しない
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	24 現場鋼材溶接工	1.05
9 止水板工	1.05	25 現場鋼材切断工	1.05
10 上蓋工	1.05	26 かき落とし工	補正しない
11 伸縮目地工	1.03	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
12 係船柱取付	1.05	28 汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
13 防敵材取付	1.05	29 灯浮標設置・撤去	補正しない
14 車止・縁金物取付	1.05	30 汚濁防止枠保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.01
15 係船柱撤去	1.05		